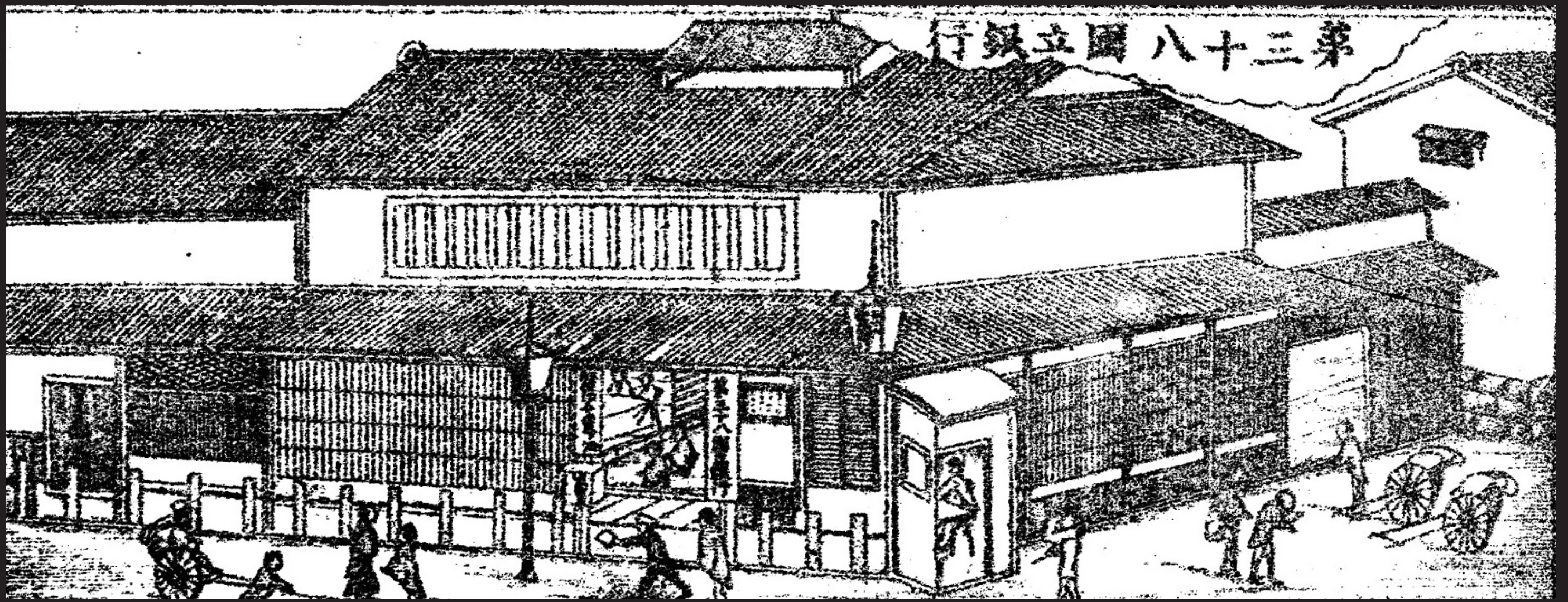


三十八銀行跡



明治4年、廢藩置県によつて失業した武士のために政府は金禄公債を公布しますが、職を変えらるゝのは難しく多くの武士が困窮しました。そのため明治9年に国立銀行条例の改正により金禄公債を原資とすることが認められると、伊藤長次郎らは武士たちの資産保持を目的に、この場所に第三十八国立銀行（のちに合併し神戸銀行となる）をこの場所に設立しました。

城南連合自治会

（平成二十六年地域夢プラン継承事業）